消防計画作成時フローチャート

　消防計画は、防火対象物又は事業所の規模・用途・収容人員等を踏まえ、その実態に即した内容を消防計画に定めることとされています。

建物の防火管理の権原は、次のフローチャートを参考とし作成してください。

１　単一管理権原：１人の防火管理者で建物全体を防火管理する場合

２　複数管理権原：複数の防火管理者で建物の異なる場所をそれぞれ防火管理する場合

３　共同住宅

４　社会福祉施設

５　工事中の建物

※　甲種防火対象物：特定用途で延べ面積３００㎡以上、非特定用途で延べ面積５００㎡以上の防火対象物

　　乙種防火対象物：特定用途で延べ面積３００㎡未満、非特定用途で延べ面積５００㎡未満の防火対象物

* このフローチャートはあくまでも目安です。事業所の状況に応じた作成例を使用してください。

１　単一管理権原の場合

　　　　　　　　　　　　　　　 甲種防火対象物　　　　　　　　　　　　　　　　乙種防火対象物

延べ面積３，０００㎡以上　　　　　　　 延べ面積３，０００㎡未満

大規模用　　　　　　　　　　　　　　　　中規模用　　　　　　　　　 　　小規模用

２　複数管理権原の場合

甲種防火対象物　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　乙種防火対象物

延べ面積３，０００㎡以上　　　　　　　　　　　　　　　延べ面積３，０００㎡未満

１事業所の床面積合計

３，０００㎡以上

１事業所の床面積合計

３，０００㎡未満

特定用途３０人以上

非特定用途５０人以上

特定用途３０人未満

非特定用途５０人未満

特定用途３０人未満

非特定用途５０人未満

特定用途３０人以上

非特定用途５０人以上

特定用途３０人未満

非特定用途５０人未満

特定用途３０人以上

非特定用途５０人以上

大規模用　　　　　　　　中規模用　　　　　　 　　小規模用　　　中規模用　　　　　　　　　　　小規模用

３　共同住宅　　　　　　　　　　　４　社会福祉施設　　　　　　　　　　　　５　工事中の建物

共同住宅用　　　　　　　　　　　　社会福祉施設用　　　　　新築工事中用　　　　　既存防火対象物の工事中用

※判断に迷った場合やご不明な点がありましたら管轄の下記消防署又は予防課へ相談してください。

船橋市中央消防署　予防係　０４７－４３５－８６６４　　船橋市東消防署　予防係　　　０４７－４６４－４５９０

船橋市北消防署　予防係　　０４７－４３８－５６３４　　船橋市消防局予防課　予防係　０４７－４３５－１１１４